

令和4年3月11日

土木部道路課

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

道路占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として条例で定めており、従前より3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせ、その翌年に改正を行っている。

今回、令和3年に評価替えが行われた事に伴い、道路占用料の見直し改正作業を23区で行った。その結果、道路占用料が算出されたため、『江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例』の一部を改正する。

2 改正の概要

道路占用料の積算方法

道路占用料は、下記のいずれかの低い額に設定する。

- (1) 積算単価＝固定資産税評価額の23区平均道路価格×使用料率
×占用面積×修正率
- (2) 現行単価の1.2倍額

(積算例)

第二種電柱（4条又は5条の電線を支持）で積算

- ① $491,328 \text{円}/\text{m}^2$ （23区平均道路価格） $\times 0.034$ （使用料率） $\times 0.86 \text{m}^2$ （占用面積） $\times 1.0$ （修正率）
＝ 14,366円
- ② $12,200 \text{円}/\text{m}^2$ （現行単価） $\times 1.2$ （倍率）
＝ 14,640円

①と②の積算額を比較して低額の①を採用し、改正単価が5桁以上の場合には100円未満を切り捨て、14,300円とする。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

令和4年4月1日

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>7,970円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,350円</u>
	第二種電柱		<u>12,200円</u>		第二種電柱		<u>14,300円</u>
	第三種電柱		<u>16,500円</u>		第三種電柱		<u>19,300円</u>
	第一種電話柱		<u>6,440円</u>		第一種電話柱		<u>7,720円</u>
	第二種電話柱		<u>10,400円</u>		第二種電話柱		<u>12,400円</u>
	第三種電話柱		<u>14,200円</u>		第三種電話柱		<u>17,000円</u>
	その他の柱類		<u>710円</u>		その他の柱類		<u>830円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>71円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>83円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>42円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>50円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700円</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	
その他のもの	占用面積1平方	<u>14,200円</u>	その他のもの	占用面積1平方	<u>16,700円</u>		

		方 メ ー ト に つ き 1 年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長 さ 1 メ ー ト に つ き 1 年	<u>160円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>290円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>420円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>640円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>850円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,700円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,990円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>4,270円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>8,540円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト		<u>12,400円</u>

		方 メ ー ト に つ き 1 年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長 さ 1 メ ー ト に つ き 1 年	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>10,000円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト		<u>14,800円</u>

		つき 1 年	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>14,200円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	(略)
	上空に設ける通路		<u>10,100円</u>
	地下に設ける通路		<u>6,100円</u>
	その他のもの		<u>9,060円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1日	<u>200円</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>20,300円</u>
道路施行(昭2年令49。下令と以「」という。第7条1号に掲げる件)	看板(アーチ式であることを除く。)	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>20,300円</u>
	標識	1本 につき 1年	<u>11,300円</u>
	旗および幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 占用 面積 1平方 メートル 又は 1本 につき 1日	<u>200円</u>

		つき 1 年	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>16,700円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	(略)
	上空に設ける通路		<u>11,700円</u>
	地下に設ける通路		<u>7,020円</u>
	その他のもの		<u>10,400円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1日	<u>230円</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>23,400円</u>
道路施行(昭2年令49。下令と以「」という。第7条1号に掲げる件)	看板(アーチ式であることを除く。)	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>23,400円</u>
	標識	1本 につき 1年	<u>13,300円</u>
	旗および幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 占用 面積 1平方 メートル 又は 1本 につき 1日	<u>230円</u>

	その他のもの	占用面積 1平方メートル又は1年	<u>20,300円</u>
	アーチ式工作物	1基につき1年	<u>203,300円</u>
	その他のもの		<u>101,600円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
(略)			
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
	危険防止施設		<u>7,200円</u>
	詰所		<u>20,300円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
(略)			

備考 (略)

	その他のもの	占用面積 1平方メートル又は1年	<u>23,400円</u>
	アーチ式工作物	1基につき1年	<u>234,000円</u>
	その他のもの		<u>117,000円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
(略)			
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
	危険防止施設		<u>8,640円</u>
	詰所		<u>23,400円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
(略)			

備考 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。